

入札説明書

1 入札物件

- (1) 名 称 宮崎県防災救急ヘリコプター「あおぞら」機体及び装備品一式
(登録記号 JA99MZ)
- (2) 所在地 栃木県宇都宮市上横田町1418
- (3) 型 式 ベル式412EP型
- (4) 数 量 1機
- (5) 製造日 平成15年11月10日

※詳細は、宮崎県ホームページを御覧ください。

【宮崎県ホームページURL】

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kiki-shobohoan/bosai/chishiki/page00132.html>
(トップ > 防災・安全・安心 > 防災の知識・情報 > 消防・救急 > 宮崎県防災救急航空センターホームページへようこそ > 宮崎県防災救急航空隊 (防災救急ヘリコプター「あおぞら」性能・諸元))

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により県が実施する一般競争入札への参加が制限されている者
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (4) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するもの(その目的が公の秩序又は善良の風俗に反するものその他社会通念上不適切と認められるものをいう。)の用に供しようとする者
- (5) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- (6) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (7) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (9) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (10) 前記(3)から(9)のいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (11) 法人等の場合は、役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所等を

代表する者をいう。)が前記(3)から(9)までのいずれかに該当する者

3 入札参加申込

入札に参加を希望する方は、事前に入札参加申込書を提出する必要がありますので、申込書に必要事項を記入・押印(印鑑登録証明書と同じ印鑑)のうえ、提出してください。

入札参加資格確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて御了承ください。

必要書類等は宮崎県ホームページに掲載します。

【宮崎県ホームページURL】

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kense/chotatsu/nyusatsu/index.html>

(トップ>県政情報>入札・調達・売却>入札情報)

(1) 提出書類

個人：①一般競争入札参加申込書 ②印鑑登録証明書

法人：①一般競争入札参加申込書 ②印鑑登録証明書 ③役員一覧

※②については、発行後3か月以内の原本とします。

(2) 提出期限

令和8年7月13日(月)午後5時

(3) 提出場所

下記15

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便)によります。

封筒に上記(1)の提出書類を入れて封かんし、封筒の表面に「県有財産売り払いに係る一般競争入札参加申込書在中」と朱書きし、差出人である法人の名称あるいは個人名を記載してください。

4 現地説明会

(1) 日時及び場所

①日時 令和8年7月7日(火)午後1時30分

②場所 栃木県宇都宮市上横田町1418

株式会社SUBARU 航空宇宙カンパニー宇都宮製作所南工場

(2) 申込方法

下記15に「現地説明会申込書」をメールで提出

※令和8年6月23日(火)午後5時必着

※説明会の詳細は、申込者に対し別途連絡します。

5 入札保証金

入札に参加するには、入札書の提出期限までに入札保証金を納めていただく必要があります。

(1) 入札保証金額

入札価格（消費税及び地方消費税含む。）の100分の5以上に相当する金額

(2) 納付方法

本県が交付する納付書により、宮崎県公金取扱金融機関で納付してください。

金融機関で納付の際に受け取った領収印押印済みの領収証の写しが入札書の提出時に必要となります。

(3) 納入後の取扱

落札者の入札保証金は契約保証金に充当します。それ以外の方の入札保証金は、落札者決定後返還します。なお、入札保証金に利息は付しません。

(注1) 落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は本県に帰属し、返還はいたしません。

(注2) 落札者以外の方の入札保証金は、「入札保証金提出書兼返還請求書」に記載された金融機関への口座へ振込により返還します。なお、返還には落札決定日より1か月程度要する場合がありますので、御了承ください。

6 入札方法

事前に入札書等を提出してください。

(1) 提出書類 ①入札書 ②入札保証金提出書兼返還請求書

(2) 提出期限 令和8年7月16日（木）午後5時

※郵送の場合は、7月16日（木）必着とします。

(3) 提出場所 下記15のとおり

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便）により提出

※二重封筒としてください。

7 開札

(1) 日時 令和8年7月22日（水）午後1時30分

(2) 場所 宮崎県防災庁舎4階 防46号室

(3) 開札には、入札者又はその代理人が立会いをしてください。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行います。

(4) 入札者が代理人であるときは、開札前に必ず委任状を提出してください。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札

- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、指名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札

9 落札

- (1) 有効な入札を行った入札者のうち、入札金額が宮崎県の定める予定価格（最低売却価格）以上で、かつ最高の価格をもって入札した者（最高価格入札者）を落札者とします。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 最高価格入札者が2名以上ある場合は、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。この場合、最高価格入札者はくじ引きを辞退することはできません。なお、入札者又はその代理人がいない場合は、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- (4) 開札の結果、落札者とすべき入札がなかったときは、1回に限り直ちに再度の入札を行いますので、再度の入札に必要な入札書等を準備してください。再度の入札を辞退する者は、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければなりません。なお、再度の入札に参加できる者は、1回目の入札参加者で、有効な入札をした者に限ります。

10 契約締結及び契約保証金

- (1) 落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に売買仮契約を締結しなければなりません（収入印紙の貼付が必要）。
- (2) 宮崎県議会（令和8年9月定例会を予定）における本件売買契約に係る議案の議決をもって、仮契約は本契約に移行します。
- (3) (2)の議案の議決後、同日中に、売買代金の100分の10以上に相当する金額を契約保証金として、本県が交付する納付書により、県の指定する金融機関で納付していただきます。その際、入札保証金は契約保証金に充当します。
- (4) 落札者が契約を期限までに締結しない場合は、その落札は失効し、入札保証金は返還いたしません。
- (5) 売買仮契約書に貼付する印紙は、落札者の負担となります。
- (6) 契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。
- (7) 落札者において、当該財産の売買に関して法律等の規定により、許可等を要する場合においては、契約はその許可等の承認があったときに有効とします。

11 売買代金の納付

落札者は、上記10(2)の本契約移行日から起算して15日以内に、県が発行する納入通知書により、県の指定する金融機関に納付していただきます。その際、契約保証金を売買代金の一部に充当します。

12 所有権の移転及び費用負担

- (1) 所有権の移転は、売買代金が完納した日以降とします。
- (2) 落札者は、売買代金納付後、航空法等に規定されている移転登録又は抹消登録所定の手続きを行うものとします。
- (3) 所有権の移転に必要な登録免許税、本契約の締結及び履行に関して一切の費用は、落札者の負担となります。

13 その他注意事項等

- (1) 入札希望者は、入札公告及び本説明書を熟読の上、契約内容等を十分承知して入札してください。
- (2) 現状と書類の記載内容等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。
- (4) 提出書類に押印する印鑑は全て同じもの（印鑑登録証明書の登録印）を使用してください。
- (5) 現地説明会に参加しなくても入札への参加は可能ですが、特段の記載のない限り現状のまま行い、落札決定後の返金等には応じられないため、現地説明会で現物の確認をお願いします。
- (6) 必要書類等は宮崎県ホームページに掲載します。

【宮崎県ホームページURL】

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kense/chotatsu/nyusatsu/index.html>

(トップ>県政情報>入札・調達・売却>入札情報)

14 入札に関する質問

(1) 質問方法

- ① 「質問書」に必要事項を記載し、下記15に電子メールで提出の上、電話により到達の確認をしてください。
- ② 電子メールの件名は、「防災救急ヘリコプター等の売却に係る入札に関する質問（会社、団体又は個人名）」としてください。

(2) 受付期間

令和8年7月13日（月）午後5時まで

(3) 回答

宮崎県ホームページに随時掲載します。

【宮崎県ホームページURL】

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kense/chotatsu/nyusatsu/index.html>

(トップ>県政情報>入札・調達・売却>入札情報)

15 入札に関する問合せ先

宮崎県総務部危機管理局消防保安課消防担当

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東二丁目10番1号 防災庁舎3階

電話 0985-26-7627

メール kiki-shobohoan@pref.miyazaki.lg.jp